



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

## 事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「譲られて」

### 【事故概要】

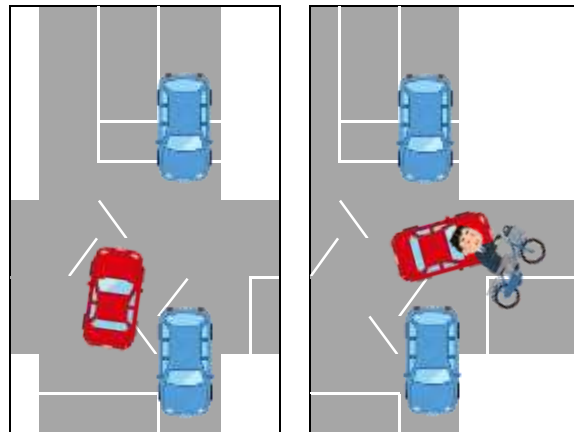
対向車から進路を譲ってもらって右折したクルマが、道路横断中の自転車利用者と衝突した。

### ドライバー語録

「対向車が譲ってくれたんだよ。いい人だよね。」

「譲ってもらったら、サッサと行かなきゃだめじゃない。」

「ポヤポヤしているとジャマになるかもしれないからさ。せっかく譲ってくれた人に失礼じゃないか。」



### 譲ってもらおうと嬉しいけど

右折ができるかどうかは、「対向車の直進を妨げないか」、「前方の横断歩道に歩行者や自転車がないか」、「前方の車道に自分のクルマ1台分のスペースがあるか」の3つが問題となります。前のクルマに続いて右折した場合、前方にクルマ2台分のスペースが必要ですし、前のクルマが突然現れた横断者を前に停止する可能性は十分にあります。前方は行ける状態にあるのか、交差点を通過することができるか、を的確に判断する必要があります。



### 譲り合う！

譲ってもらったからといって、必ず行かなきゃいけない、ってことはないですよ。特に、自転車や歩行者を威圧して通過するとなると、これはもうずうずうしいとしか言いようがありません。

むしろ、自転車や歩行者に「譲ってみる」のはどうでしょうか（もちろん、あちらが優先なので、気分的な話です。）

前のクルマが行けたから自分も行けるかどうかはわかりませんし、前のクルマが行ったから自分も行っている、ということにはなりません。対向車にしてみれば、「前のクルマ」はセーフ、「後ろのクルマ」は判断を誤った強引なクルマです。

東日本大震災に伴う大津波に関連して、沿岸部のある集落には、津波が起きたら「てんでに逃げろ」という教えがあったという話が、報道で紹介されたことがありました。前のクルマとは関係なく、自分が右折できる状況にあるのか、ひとりひとりのドライバーが「てんでに」判断する必要がありますよね。

## 「SDカード」は安全運転のあかし！！

●「SDカード」は、自動車安全運転センターが、運転記録証明書の発行を申込みされた方が同証明書の証明日（発行日）以前に1年以上無事故無違反の場合に、証明書に添えて「安全運転のあかし」として差し上げているもので、引き続き模範的な運転をされるようにとの願いが込められています。

「SDカード」は、無事故無違反の期間によって5種類あり、裏面は「無事故無違反の証」になっています。

【SDカード 裏面】



【SDカード 表面】

グリーンカード



1年以上2年未満

ブロンズカード



2年以上4年未満

シルバーカード



4年以上10年未満

ゴールドカード



10年以上20年未満

スーパーゴールドカード



20年以上

▲「SDカード」は、「SDカード優遇店（SDカードステッカーがあるお店）」で提示すると割引や優遇特典を受けることができます。

「SDカード優遇店」の詳細は、「自動車安全運転センターホームページSDカード優遇店検索」をご覧ください。また、「自動車安全運転センター宮城県事務所電話番号022（373）7171」にお問い合わせください。



■8, 692チーム26, 076人に御参加いただきました「123日間の無事故無違反への挑戦」部門は、先月15日に実施期間が終了し、「自主的・主体的な交通安全活動」も先月22日に応募期間が終了しました。今回の成果はいかがでしたでしょうか。実行委員会では、協賛金を継続して受け付けています。参加者の励みとして、また、交通安全を盛り上げるためにも是非協賛をお願いします。

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）

相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日